

カリキュラム小委員会規約

【平成 21 年 4 月 1 日制定】

【令和 4 年 10 月 26 日改訂】

東京電機大学工学部電気電子工学科にカリキュラム小委員会を置く。本委員会の活動については、以下のように定める。

1. 目的: 電気電子工学科におけるカリキュラムの推進ならびに改善を目的として、シラバス、履修モデルおよび学生への学習支援体制などカリキュラムに関する検討を定期的に行い、その結果を学科会議に諮る。

2. 構成員: 工学部教学委員会学科代表委員 1 名を含む電気電子工学科教員 3 名以上で構成し、その中から幹事 1 名をおく。また、議題に応じて教職員からオブザーバの参加を可能とする。

3. 任用期間: 委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

4. 会議の開催: 7 月、1 月および 3 月の年 3 回定期的に開催するほか、必要に応じて幹事の判断により随時開催する。

5. 検討事項: 7 月、3 月の定例会議では以下の項目について協議を行う。

- ・重点学習分野に関する検討
- ・学生への学習支援体制に関する検討
- ・シラバス内容の検討
- ・教育環境の改善に関する検討
- ・授業評価アンケートに基づく授業改善に関する検討また必要な場合には以下の項目についても協議を行う。
- ・履修モデルおよびカリキュラムデザインの検討
- ・主要科目の評価基準および評価方法に関する検討

6. 議事録: 委員会議事録を作成し保存するとともに学科会議に報告する。

7. 付則:

1. この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 4 年 10 月 26 日一部変更